

# 山形県PTA連合会 安全互助会から



必ず

自転車に乗るときは

# ヘルメット



13歳未満の幼児・  
児童に自転車を運転  
させる場合は  
ヘルメット着用



幼児用座席に6歳未満の  
幼児を乗せる場合もヘル  
メット着用  
大人もヘルメット着用が  
努力義務化されました。

**自分の命を守るために中高生や大人も積極的にヘルメットの着用を！**

参考：道路交通法改正（令和5年4月1日以降） ～ヘルメット着用努力義務化～

＜道路交通法第63条の11＞

第1項…自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第2項…自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項…児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

## 「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

各校PTAで一括加入の「山形県PTA安全互助会」又は任意加入の「やまがた子供総合保障制度」にご加入頂くことで子どもたちの自転車事故に備えられます。

### 《条例の主な内容》

#### ◎交通ルールの遵守



#### ◎自転車の安全利用



#### ◎自転車保険の加入義務化



#### ◎自転車交通安全教育の充実



#### ◎自転車の適正な管理



親も子も交通ルールを守り、子どもたちの重大事故を防ぎましょう！